

重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～47年
車両運搬具	6年
工具器具備品	5年～15年

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

なお、畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

4 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法によっております。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

① 取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

② 取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

(2) 関係会社株式

出資先持分額による評価（取得原価は移動平均法）によっております。

持分相当額が取得原価よりも下落した場合の評価差額は、投資評価引当金として計上し、翌期に洗替えております。

また、持分相当額が取得原価よりも増加した場合の評価差額は、部分純資産直入法により処理を行い関係会社株式評価差額金として計上し、翌期に洗替えております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

6 収益及び費用の計上基準

(1) 輸入乳製品売渡収入

輸入乳製品売渡収入は、主に国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の売渡に係る収益であり、顧客との販売契約に基づいて指定乳製品等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

指定乳製品等の輸入許可等がされることが確実に見込まれる時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定乳製品等の輸入許可等がされることが確実に見込まれる時点において収益を認識しております。

② 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二十三条に基づく指定乳製品等の売渡し

指定乳製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

(2) 糖価調整事業収入

糖価調整事業収入は、主に「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和四十年法律第百九号。以下「価格調整法」という。）に基づく指定糖等の買入れ及び売戻しに係る収益であり、輸入申告者等との売買契約に基づいて指定糖等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

輸入に係る指定糖等の買入れ及び売戻し

指定糖等の輸入許可等がされることが確実に見込まれる時点において、輸入申告者等が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定糖等の輸入許可等がされることが確実に見込まれる時点において収益を認識しております。

(3) でん粉価格調整事業収入

でん粉価格調整事業収入は、主に価格調整法に基づく指定でん粉等の買入れ及び売戻しに係る収益であり、輸入申告者等との売買契約に基づいて指定でん粉等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し

指定でん粉等の輸入許可等がされることが確実に見込まれる時点において、輸入申告者等が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定でん粉等の輸入許可等がされることが確実に見込まれる時点において収益を認識しております。

7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

9 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 貸借対照表

(1) 固定資産（電話加入権）の減損の兆候について

種 類	1 回線当たり帳簿価額	回 線 数	帳簿価額
電話加入権	13,818 円	148 回線	2,045,100 円

使用中の回線は電話加入権の売買市場価格が著しく下落しているため、減損の兆候が認められましたが、NTT 東日本の公定価格が 39,600 円（1 回線当たり）となっており、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

(2) 固定資産（建物・土地）の減損の兆候について

次の職員宿舎は、当中期目標期間中に廃止する予定のため、減損の兆候が認められます。

①減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所等の概要

名称	用途	種類	場所	面積	使用しなくなる日における帳簿価額の見込額
瀬ヶ崎 1・2・3 号宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県さいたま市浦和区	-	6,446,925 円
瀬ヶ崎 1・2・3 号宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県さいたま市浦和区	383.47 m ²	28,200,000 円
越谷第 1 宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県越谷市	-	3,510,500 円
越谷第 1 宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県越谷市	100.06 m ²	9,600,000 円
越谷第 2 宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県越谷市	-	3,665,375 円
越谷第 2 宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県越谷市	100.06 m ²	9,600,000 円

②使用しなくなる日

令和 7 年度以降に廃止を予定しておりますが、廃止予定日については未定です。

③使用しないという決定を行った経緯及び理由

稼働率の著しい低下や施設・設備の老朽化、居住者が大規模地震発生時の参集要員に該当しないこと等を総合的に勘案し、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なとは言えないと判断したため、廃止を予定しております。

④将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

当該施設の回収可能サービス価額及び減損額の見込額については、廃止の時期が未

定のため、記載しておりません。なお、使用しなくなる日における帳簿価額の見込額については、当事業年度末の帳簿価額を記載しております。

2 収益認識

当法人は、補給金等勘定、砂糖勘定及びでん粉勘定のそれぞれの注記事項 1 に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第 8 6 における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

3 行政コスト計算書

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	198,017,808,200 円
自己収入等	△ 67,617,498,150 円
国庫納付額	△ 13,424,351,493 円
機会費用	466,723,624 円
独立行政法人の業務運営に関して	
国民の負担に帰せられるコスト	117,442,682,181 円

(2) 機会費用の計上方法

① 政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10 年利付国債の令和 7 年 3 月末利回りを参考に 1.485% で計算しております。

② 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

4 損益計算書

ファイナンス・リースが損益に与える影響額は 32,338 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 4,675,537,440 円であります。

5 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	288,165,649,070 円
うち定期預金	156,700,000,000 円
(差引) 資金残高	131,465,649,070 円

6 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

区 分	期 末 に お け る 貸借対照表計上額	期末における時価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	897,292,487	918,720,000	21,427,513
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	44,055,271,687	42,227,710,000	△ 1,827,561,687
合 計	44,952,564,174	43,146,430,000	△ 1,806,134,174

(2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

(単位：円)

区 分	売却原価	売却額	売却損益	売却の理由
国債・地方債等 ※	3,495,767,958	3,496,873,000	1,105,042	高利回り債券への切替え
合 計	3,495,767,958	3,496,873,000	1,105,042	

※ 国債・地方債等とは、国債、地方債及び財投機関債であります。

(3) 時価評価されない有価証券

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① その他の有価証券 ○ 非上場株式	2,704,574,071
合 計	2,704,574,071
② 関係会社株式 ○ 関連会社株式	8,067,971,111
合 計	8,067,971,111

(4) 満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額

(単位：円)

区 分	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
国債・地方債等 ※	3,600,000,000	7,200,000,000	6,000,000,000	0
社債	0	12,700,000,000	7,300,000,000	8,650,000,000
合 計	3,600,000,000	19,900,000,000	13,300,000,000	8,650,000,000

※国債・地方債等とは、国債、地方債及び財投機関債であります。

7 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,925,430,972 円
退職給付費用	159,025,043 円
退職給付への支払額	△ 249,166,823 円
期末における退職給付引当金	1,835,289,192 円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	159,025,043 円
----------------	---------------

(4) 確定拠出制度

拠出額	29,939,204 円
-----	--------------

8 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金等で行っております。また、1年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等及び社債で行っております。

なお、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金、短期借入金及び受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	44,952	43,146	△ 1,806

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注1) 市場価格のない株式等は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,704
関係会社株式	8,067

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

国債、地方債等及び社債は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

9 不要財産に係る国庫納付

区 分	内 容	
(1) 不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	① 資産の種類 畜産業振興資金 （肉用牛肥育経営緊急支援事業） ② 帳簿価額 896,540 円	① 資産の種類 畜産業振興資金 （畜産経営維持緊急支援資金融通事業） ② 帳簿価額 1,414,913 円
(2) 不要財産となった理由	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成21年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
(6) 国庫納付等の額	896,540 円	1,414,913 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	令和6年4月18日 令和6年7月1日 令和6年10月22日 令和7年1月20日	令和6年10月22日
(8) 減資額	無し	無し

区 分	内 容	
(1) 不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	① 資産の種類 畜産業振興資金 （畜産経営力向上緊急支援リース事業） ② 帳簿価額 11,675,587 円	① 資産の種類 畜産業振興資金 （国産食肉流通合理化緊急資金支援事業） ② 帳簿価額 100 円
(2) 不要財産となった理由	平成 24 年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。	平成 24 年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
(6) 国庫納付等の額	11,675,587 円	100 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	令和 6 年 10 月 22 日	令和 6 年 10 月 22 日
(8) 減資額	無し	無し

区 分	内 容
(1) 不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	① 資産の種類 畜産業振興資金 (肥育牛経営改善等緊急対策事業) ② 帳簿価額 3,864,481,247 円
(2) 不要財産となった理由	令和２年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し
(6) 国庫納付等の額	3,864,481,247 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	令和６年６月２７日 令和６年１０月２２日
(8) 減資額	無し

10 重要な債務負担行為
該当事項はありません。

11 重要な後発事象
該当事項はありません。

12 その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報
当機構が実施している契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業につ

いて、事業を実施するに当たり、機構は交付金交付の判断基準となる平均取引価額の算定を行っていますが、平成 22 年 4 月以降、消費税相当額を除いた価額で公表すべきところ、消費税相当額を含む価額で公表していたことが令和 5 年度に確認されました。

平均取引価額の算定誤りによって生じた追加交付などの取扱いについて、国等の関係機関と協議を行い、令和 6 年度に方針が決定されました。

当該方針に従い、令和 6 年度において、交付金が過少交付となっていた事業利用者に対して、119,085,680 円（45 者）に追加交付を行い、また、交付金が過大交付となっていた事業利用者からは、1,446,810 円（4 者）の返納がありました。未返納額については、令和 6 年度に当該事業に係る野菜生産出荷安定資金（長期預り補助金等）に 36,769,234 円を充当し、繰入補填金（臨時損失）として計上いたしました。